他に分類されない居住専用建築物	05

③　３欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20

寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

④　３欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給	電気業	19